

吉野学園 MUKU

(保育所等訪問支援)

重要事項説明書

当事業所では、利用者へ保育所等訪問支援サービス提供を致します。
当サービスの利用は、原則として児童福祉法における障害児通所給付費の支給決定を受けておられる方が対象となります。

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、本事業所の概要や提供されるサービスの内容、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

◆目次◆

1. 事業者の概要	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業所の目的及び運営方針	1
4. 職員の体制	2
5. 事業所の営業日及び営業時間	2
6. 通常の事業の実施地域	2
7. サービスの内容	2
8. 利用料金について	2
9. サービスの提供の記録	3
10. 守秘義務について	3
11. 事故発生時の対応	3
12. 差別解消について	3
13. 身体拘束の禁止	3
14. 虐待防止のための措置	4
15. 災害対応	4
16. 感染症対応	4
17. 職場環境維持・ハラスメン対策	4
18. 情報の公表	4
19. 提供するサービスの第三者評価の実施について	4
20. 苦情の受付について	4

社会福祉法人総合施設美吉野園
吉野学園MUKU
当事業所は奈良県の指定を受けています
(奈良県指定 第 2951761325 号)

1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人総合施設 美吉野園
法人の所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊629
法人の電話番号	0747-52-5555
法人の代表者	理事長 東 好子
法人の設立年月日	昭和23年5月14日

2. 事業所の概要

事業所の種類	保育所等訪問支援事業
事業所の名称	吉野学園MUKU
事業所の所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊1642-20
連絡先	電話:0747-52-7631 FAX:0747-53-0585
管理者氏名	前田 浩
児童発達支援管理責任者	前田 浩
指定年月日	平成27年4月1日
事業所番号	奈良県指定 第2951761325
主たる対象児童	難聴児または重症心身障害児以外の障害児
事業所が行なっている他のサービス	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設・短期入所事業・日中一時支援事業・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	障害児の通う保育所等を訪問し、本人以外の児童との集団生活への適応ができるように専門的な支援を行う事を目的とする。
運営方針	- 適切な事業運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに利用者及び保護者の意思及び人格を尊重して、保育所等訪問支援の提供を行います。 - 保護者及び当該障害児の意向、適正や特性その他の事情を踏まえ適切かつ効果的にサービスの提供をいたします。 - 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、福祉サービス事業所、児童福祉施設その他の保険医療サービスを提供する者との連携に努めます。 - 障害児の人権擁護、虐待防止等、必要な体制の整備をおこなうとともに、職員に対し研修等の実施に努めます。 - 前4項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月28日条例第35号)」に定める内容を遵守するものとする。

4. 職員の体制

職 種	職務内容
管理者	常勤(兼務)1名 職員の管理、保育所等訪問支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤(兼務)1名 個別支援計画を作成し、サービスを利用する本人に対し継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
訪問支援員	常勤(兼務)1名 個別支援計画に基づき障害児及び保護者並びに関係者に対し適切な支援を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定保育所等訪問支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	木曜日とする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。 * 営業日以外でも連絡体制は可能としています。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。

6. 通常の事業の実施地域

吉野郡大淀町

7. サービスの内容

(1) 障害児本人に対する支援(集団生活の適応のための専門的な支援)
(2) 訪問先施設の保育士等に対する支援(支援方法等の指導)

全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、保護者の同意をいただきます。

8. 利用料金について

利用料	厚生労働大臣が定める基準によるものとし、代理受領サービスであるときは、各市町村が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額をお支払い頂きます。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額をお支払い頂きます。
-----	---

- (1) 代理受領を行わない場合には、保護者からサービス利用料金の全額をお支払い頂きます。
- (2) 利用者負担額の支払いを受けた場合は、保護者に対して当該費用に係る領収証を発行させていただきます。尚、代理受領を受けた場合には、保護者に対してその金額及び内訳を通知致します。
- (3) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月27日までに以下のいずれかの方法で

14. 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待防止に関する責任者を設置すると同時に、虐待防止委員会も設置しております。職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

15. 災害時の対応

災害が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業員への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

16. 感染症対策

感染症の発生、まん延を防ぐため感染症対応の委員会の定期的な開催、指針の整備、従業員への研修・訓練(シュミレーション)等の必要な措置を講じます。感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業員への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

17. 職場環境維持 ハラスメント対策

- ①適正なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントにより、従業員の人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げ、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ②サービスの提供にあたっては利用者等の皆様との 相互の信頼関係を基に、皆様のお声を施設運営に反映させて参ります。

18. 情報の公表

自己評価・保護者評価・施設評価並びに改善の内容をホームページにて公表致します。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

20. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)	[職名] 総務課長 竹村 真理
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
苦情解決責任者	[職名] 管理者 前田 浩
連絡先	美吉野園 0747-52-5555～7
第三者委員	辻本 雅英 0746-32-2118 森本 沃子 0747-52-2557 吉野郡大淀町新野 356 吉野郡大淀町桧垣本 1452

当事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は運営適正化委員会に申し立てることができます。

大淀町介護福祉課	所在地 : 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地 電話番号 : 0747-52-5501 FAX 0747-52-4301 受付日時間 : 9:00～17:00
奈良県運営適正化委員会 (運営適正化委員会)	所在地 : 奈良県橿原市大久保町 320-11 番地 電話番号・FAX : 0744-29-1212 (FAX 兼) 受付日時間 : 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： 吉野学園MUKU

管理者名： 前田 浩

説明者名：(役職) _____ (氏 名) _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定保育所等訪問支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

児童氏名 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(児童との関係) _____

この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、厚生労働省令第 171,172 号（平成 18 年 9 月 29 日）の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別紙料金表

《サービス利用料金》

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費額(全体の 9 割)を除いた金額(全体の 1 割＝利用者負担額)をお支払い頂きます。

【通常時の場合(当該日において御一人への提供時)】

単位:円

1. 利用されるサービス料金	10, 710/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	9, 639/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1, 071/日

【複数時の場合(同一日において同じ御二人以上への提供時)】

単位:円

1. 利用されるサービス料金	9, 960/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	8, 964/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額 (1-2)	996/日

ご負担いただく金額については、市町村が発行する受給者証に記載された金額の範囲内の額となっております。

【加算項目】

単位:円

区 分	金 額	概 要
初回加算	200/日	児童発達支援管理責任者が初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算されます。
関係機関連携加算	150/回 (月 1 回を限度)	訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合に加算されます。
訪問支援員特別加算(Ⅰ)	850/日	保育士・児童指導員・作業療法士等で業務従事10年以上(又は保育所等訪問支援等の業務を5年以上)の職員を配置し支援を行う場合に加算されます
訪問支援員特別加算(Ⅱ)	700/日	同、業務従事5年以上10年未満(又は保育所等訪問支援等の業務を3年以上)の職員を配置し支援を行う場合に加算されます
多職種連携支援加算	200/回 (月1回を限度)	訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合に加算されます

区 分	金 額	概 要
ケアニーズ対応加算	120／日	訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合に加算されます
家族支援加算(Ⅰ)	300／回	入所児童の家族に対して個別に相談援助を行った場合に加算されます 居宅を訪問(所要時間1時間以上)
	200／回	居宅を訪問(所要時間1時間未満)
	100／回	事業所等で対面
	80／回	オンライン
家族支援加算(Ⅱ)	80／回	入所児童の家族に対してグループでの相談援助を行った場合に加算されます (事業所で対面)
	60／回	オンライン
特別地域加算	(1日につき)+15／100	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合
利用者負担上限額管理加算	150／日	負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合に加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	12.9％／月	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定保育所等訪問事業所が、利用者に対し保育所等訪問支援を行った場合に、基準に掲げる区分に従って算定します。

*** 就学前のお子様のサービス利用については無料となります。対象となる期間は以下の通りです。**

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

利用者負担以外の費用(交通費等)については実費負担となります。

【給付対象外サービス】

通常の事業の実施地域以外の地域を訪問してサービスを提供した際には、その実費をいただきます。

- 公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃
- 事業者の自動車を使用した場合・・・下記の額を御負担頂きます

通常の事業の実施地域を超えた地点から1km毎に30円

○ 複写物の交付

1枚につき10円